

2020年4月～9月期

## 山梨トレセン U-18、U-15 A・B グループ、U-13 募集要項（全年代共通）

山梨テニストレーニングセンター（以下、山梨トレセン）は山梨県から日本を代表するようなトップ選手を輩出する事を目標としています。これを実現するために、長期的な計画を持ち選手を育成・強化する指導環境が必要であり、山梨県テニス協会内に育成強化部門としての「山梨トレセン」を設置し、県内のジュニアテニスの活性化・競技力強化を推進する事を目的として活動しています。

また、全国屈指のテニス大会環境（ITF World tour 男1・女2、ITF 国際ジュニア G5、ATF 14 国際ジュニア、関東テニス協会公認ジュニア大会年8回、県内初心者入門大会「チャレンジトーナメント」7回）を活かし、これまで以上に積極的な活動をしていくことを考えています。

そこで、現在実施している山梨トレセンの活動の2020年4月～9月期について改めて参加選手を募集します。理由は以下の通りです。

- 山梨トレセンは現在4月～翌年3月の年度を一つの単位として活動していますが、関東協会のカテゴリー変更が年度途中の10月に行われます。そこでより強化しやすい環境作りのため、山梨トレセンの活動を10月～翌年9月の一年間を一つの単位としカテゴリー変更に応じた強化活動にしたいと思えます。

テニスのシーズンを考え、一年間を10月～3月期（トレーニング期）、翌年4月～9月期（試合期）という二つの時期として活動していきたいと思えます。（もちろんトレーニング期にも多くの試合があるかと思えますが、このように時期を考えたいと思えます。）10月～3月期にトレーニングしたものを翌年4月～9月期の各種試合で発揮していきたいというイメージです。

- に対応するために、これまでの山梨トレセンの年齢区分（U-18,U-14,U-12）から新たにU-18,U-15,U-13という年齢区分で活動していきます。そうすることで、U-13 U-15 U-18とスムーズに山梨県チームとして強化年代の移行が可能であると考えました。

基本方針は2020年3月までと変わらず、時期、年齢区分をあらためることにより移行をスムーズにするための変更です。以上の理由から、2020年4月～9月期のメンバーを改めて募集します。（2020年10月～3月期以降については再度募集します。）募集要項については別紙のU-18とU-15,13で分けることとします。

U-15の上の年代（2020年2月28日時点で中3の早生まれと中2の4月～12月生まれの選手）についてはU-15の所属は2020年4月～9月のみとなります。以降はU-18に移行します。

また、U-11以下のカテゴリーにつきましてはU-18,15,13の募集状況を見て開催について案内したいと思います。

### 山梨トレセンメンバーに対しての遠征補助（全国大会等）について

現在、山梨トレセンから山梨県の団体に所属している選手の各カテゴリー全国大会（MUFG、全国選抜ジュニア、全日本ジュニア、全国小学生、RSK杯、中牟田杯）出場に対して必要経費の一部補助を行っています。また、少年男女国体選手に対しては国体選手に選出された時点（例年は6月の最終選考会）から翌年の国体

選手が決定するまでの間(高校3年生の場合は国体選手に選出されてから、その年の国体までの期間に限る)の各出場大会(ジュニア委員会にて承認された大会に限る)について必要経費の一部補助が出ています。山梨トレセンに積極的に参加している選手の中から各年代の全国大会に出場し活躍してほしいという考えから、2020年4月以降に関しては、この必要経費補助(各カテゴリーの全国大会に対しての必要経費補助と国体選手が出場した各大会の必要経費補助について)は各該当カテゴリーの山梨トレセンへの参加が3分の2以上ある選手とします。また、国体選手の出場大会への必要経費補助については下記の表にある大会を対象とします。

上記の基準(山梨トレセンへの参加が3分の2以上)を満たしていない場合は各カテゴリーの全国大会への必要経費補助はありません。また、上記の基準(山梨トレセンへの参加が3分の2以上)を満たしていない選手が国体選手となった場合は国体以外の大会に出場した際の必要経費補助はなく、国体の期間中のみの必要経費補助となります。

下記の各出場大会補助対象スケジュールは国体選手が決定する6月～翌年6月とします

7月	関東ジュニア
8月	全日本ジュニア、毎日テニス選手権
10月	ITF スーパージュニア、ITF ジャパンオープンジュニア
11月	KTA 杯、ITF 茅ヶ崎、ITF 山梨
12月	京王ウィンタートーナメント、柏ジュニア
翌年1月	ITF 埼玉
翌年4月	MUFG ジュニア

国体選手については遠征補助対象期間中にやむを得ない事情(親の仕事の都合による一家転住など)以外での山梨県外の所属団体への移籍(山梨県の国体選手としての資格を失うという意味です)をした場合については、それまでに遠征補助として使用した金額の返金をさせていただきます。

**2020年度の鹿児島国体選手最終選考会は6月21日(日)に実施予定です。**

山梨県の国体選手として国体に出場する資格(全競技共通)は

通っている学校が**全日制**の場合 住民票が山梨県内に2020年4月30日までにあること。もしくは在学学校が山梨県内に所在していること。

通っている学校が**通信制**の場合 住民票が山梨県内に2020年4月30日までにあること。のみとなります。出場を考えている選手、所属団体の方はご注意ください。国体選手最終選考会の要項については後日HPにて発表します。